

ヤングケアラーオンラインサロン等企画・運営業務委託 仕様書（案）

1 委託業務の名称

ヤングケアラーオンラインサロン等企画・運営業務

2 委託業務の目的

ヤングケアラー自身が抱える悩みを気軽に相談できるよう、主にオンラインによる集いの場を設ける。また、ケアの経験を持つヤングケアラーサポーター（大学生）との交流を促進する。

3 委託の期間

契約締結日から令和5年3月31日

4 業務委託の内容

(1) ヤングケアラーサポーター（大学生）養成研修

サロンでのヤングケアラーからの悩みを聞き出し、自身の体験を伝えるなど円滑にサロン運営ができるよう、ヤングケアラーサポーター（大学生）へのオンラインまたは対面による講座を実施する。

ア 業務内容

次の（ア）から（ウ）までの業務を実施すること。

（ア）研修前

- ・ヤングケアラーサポーター（大学生）との日程調整
- ・ヤングケアラーサポーター（大学生）への講座日時連絡
- ・カリキュラムの作成
- ・講師の選定、講師との事前打ち合わせ
- ・その他円滑な研修運営に必要な業務

※参加するヤングケアラーサポーター（大学生）の手配は県が行う

（イ）研修当日

- ・運営関係全般（設営等）

（ウ）研修後

- ・サロンの日程案内及びサロン当日参加者の取りまとめ
- ・講座講師への謝金の支払い

イ 研修概要

研修の概要は（ア）から（オ）までとする。

（ア）回 数：2回

（イ）実施時期：4月～6月

(ウ) 実施方法：オンラインまたは対面による研修

(エ) 対象者：ケアの経験のある大学生

(オ) カリキュラム：ヤングケアラーの概要や現状等を伝えただけで、ヤングケアラーの悩みを引き出す傾聴方法、自身の体験をわかりやすく伝える技法が学べる内容とする。

ウ 留意事項

業務の実施に当たり、日程調整、カリキュラムの作成、講師の選定等の業務は、随時、県と協議してこれを行うこと。

(2) ヤングケアラーオンラインサロン

ヤングケアラーが自身の抱える悩みを相談する場所として、主にオンラインによるサロンを開催し、同様の経験を持つヤングケアラーサポーター（大学生）との交流を促進する。

ア 業務内容

次の（ア）から（ウ）までの業務を実施すること。

（ア）サロン前

- ・日程調整
- ・サロン参加者募集に係る広報啓発

※SNSによる広報及び紙媒体での広報等

- ・（1）研修修了したヤングケアラーサポーター（大学生）との事前打ち合わせ
- ・当日のファシリテーターとの調整、打合せ
- ・研修当日に必要な機器及び消耗品等の手配
- ・その他円滑な研修運営に必要な業務
- ・参加申込フォームをインターネット上に作成し、事前申込を受け付ける
- ・電話等でフォーム外からの申込があった際は適宜対応する
- ・参加者への開催日時等の連絡

※参加者の基本情報（氏名、連絡先、ケアの状況等）を登録しリスト作成する

※当日のテーマ等は事前打ち合わせの際に協議し、決定する

（イ）サロン当日

- ・運営全般（設営、当日の進行等）

（ウ）サロン後

- ・サロンの次回開催日程の周知
- ・受講状況の整理
- ・ファシリテーターやヤングケアラーサポーター（大学生）への謝金の支払い

イ サロン概要

サロンの概要は（ア）から（オ）までとする。

- (ア) 回数：月1回以上を目安に実施
- (イ) 実施時期：6月以降毎月1回以上を目安に実施
- (ウ) 実施方法：主にオンラインによる開催
- (エ) 対象者：ヤングケアラー
- (オ) カリキュラム：ヤングケアラーがヤングケアラーサポーター（大学生）と交流し、悩みを打ち明け、気軽に話せるサロンとする。

ウ 留意事項

業務の実施に当たり、日程調整、ヤングケアラーサポーター（大学生）、ファシリテーターの選定等の業務は、随時、県と協議してこれを行うこと。

(3) ヤングケアラーオンラインサロン実施・運営手法に係る研修

各市町村や社会福祉協議会、民間支援団体等でも、ヤングケアラー向けのサロン等が開催できるよう、実施・運営手法に係る研修を実施する。

ア 業務内容

次の（ア）から（ウ）までの業務を実施すること。

（ア）研修前

- ・研修日程の調整
- ・参加者の取りまとめ
- ・カリキュラムの作成
- ・アンケートの作成
- ・講師の選定、講師との事前打ち合わせ
- ・その他円滑な研修運営に必要な業務

（イ）研修当日

- ・運営関係全般（設営等）

（ウ）研修後

- ・アンケートの取りまとめ

イ 研修概要

研修の概要は（ア）から（オ）までとする。

- (ア) 回数：2回
- (イ) 実施時期：1月から3月の間で開催
- (ウ) 実施方法：オンラインまたは対面による研修
- (エ) 対象者：市町村、社会福祉協議会、民間支援団体等職員
- (オ) カリキュラム：ヤングケアラーの概要や現状等を伝え、サロンの様子や開催方法、運営のノウハウについて学べる内容とする。

ウ 留意事項

業務の実施に当たり、日程調整、カリキュラムの作成、講師の選定等の業務は、随時、

県と協議してこれを行うこと。

5 その他

- (1) 事業の実施に支障が生じるような場合は、随時、県と協議を行い、早急に改善策を検討すること。
- (2) 受託者は委託業務の遂行に当たり、委託契約書、仕様書、その他の事項に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。